

「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」の一部改正（案）の概要

1 要旨

令和3年4月1日に施行しました富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（以下「条例」という。）の対象事業に土地の埋立事業及び廃棄物処分場の設置等に関する事業を加えるため、条例を改正します。

2 条例（一部改正案）の骨子

（1）背景

条例施行前は、土地の埋立事業については森林法に基づく林地開発許可制度に該当しない1ha以下の相談のみであり、廃棄物処分場の設置事業に関する相談はほぼありませんでした。

しかし、近年、両事業とも事業面積が30haを越える事業を筆頭に、3～5haといった大規模な事業の実施可否にかかる相談が複数寄せられている状況です。

本市では、これまで土地の埋立事業は「富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」にて対応していましたが、令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、令和4年7月1日に「静岡県盛土等の規制に関する条例」が施行され、1,000㎡（0.1ha）以上の埋立事業については県の管轄となりました。当該県盛土条例では、市の土砂埋立条例では求めていなかった水質調査及び土壌調査の実施を義務化したため、事業経費が増加することとなったことから、事業者側としては大規模に実施して調査費用を抑える目的があると考えられます。また、災害発生以降、建設発生土の処分単価の高騰や、土砂の埋立場所が不足しているという事業者からの話もあり、これらが土地の埋立事業の大規模化に起因するものと考えております。

廃棄物処分場については、複数の事業者が大規模な土地の利用方法として、廃棄物処分場の設置事業を検討している状況です。

（2）改正の目的

条例では、富士・愛鷹山麓地域内における5条森林¹の伐採跡地を、森林以外の用途に供する事業（「重度開発」と定義）を対象として、5条森林から外れるか否かで判断し、重度開発に該当する場合は、事業主に対して森林喪失影響評価または保全措置の実施を求めています。

¹ 森林法第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象となる森林の区域

土地の埋立事業の場合は、事業終了後に森林に復元する場合は5条森林から外れないため重度開発には該当しませんが、運用で土地の形質変更（改変事業）を伴う事業も条例の対象に含むこととし、条例に基づく重度開発届出書の提出を求めています。ただし、森林喪失影響評価技術指針に基づき森林に復元することのみを条件とし、森林喪失影響評価または保全措置の実施は求めています。

廃棄物処分場の設置事業の場合についても、事業完了後に森林に復元する際は技術指針に基づき実施することを求めています。なお、同事業については5条森林からは外れませんが、明らかに森林以外の用途に供する事業であることから、条例の対象として森林喪失影響評価または保全措置の実施を求めており、今回改めて条例に規定するものになります。

事業完了後に森林に復元する場合における各事業の条例の適用状況について

事業	重度開発	森林喪失影響評価 または保全措置の実施	事業完了後
土地の埋立事業	非該当	不要	森林喪失影響評価技術指針に基づく植林
廃棄物処分場	該当するものとして取り扱う	必要	

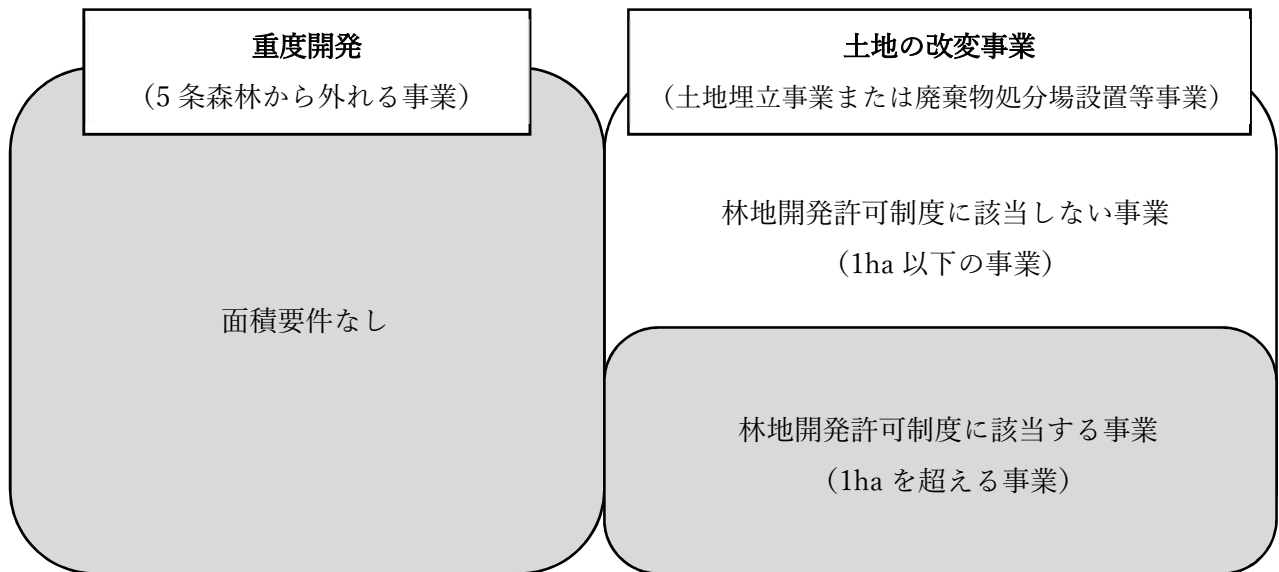
※事業完了後に森林に復元しない場合は5条森林から外れるため重度開発となる

土地の埋立事業や廃棄物処分場設置事業の規模が大型化すると、面積・期間などによっては森林喪失による影響が大きくなり、そのリスクが長期間継続することが想定されます。このため、森林機能のうち条例制定の背景にあった治水機能の喪失を防ぐ対策として、大規模な森林の伐採を伴う事業に対しては、保全措置ではなく森林喪失影響評価を実施するよう明文化するため条例を改正します。

(3) 改正点の概要

改正後の条例では、重度開発に加え土地の埋立事業や廃棄物処分場設置事業といった「土地の改変事業」も条例の対象として明記し、林地開発許可制度の基準である1haを森林喪失影響評価の実施基準として、1ha以下の事業については実施不要、1haを超える事業については実施と判定することとします。

土地の改変事業	土地の埋立てなどを行う事業（林業に伴う事業は除く）
	廃棄物処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業



影付部分（重度開発＋林地開発許可に該当する事業（1haを超える事業））を「重度開発等」と定義し、下記表のとおり森林喪失影響評価の実施を求めます。詳細は、森林喪失影響評価技術指針にて定めます。

	項目	必須事項
重度開発等	重度開発	森林喪失影響評価 または 保全措置
	林地開発許可制度に該当する 土地の改変事業（1haを超える事業）	（新規）森林喪失影響評価（治水項目のみ） 事業完了後、指針に基づく森林復元
	林地開発許可制度に該当しない 土地の改変事業（1ha以下の事業）	事業完了後、指針に基づく森林復元

（４）施行期日

令和6年10月1日

（５）経過措置

土地の埋立事業または廃棄物処分場設置事業の実施に当たり、条例施行日前に主たる免許もしくは許可を受けたもの、または許可の申請もしくは届出がなされた事業については、改正条例に基づく届出や森林喪失影響評価に関する規定は適用しないこととします。

3 意見募集について

この条例は、富士・愛鷹山麓地域内における森林の有する治水・水源涵養能力及び生態系といった豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐためのものです。

自由なご意見をお寄せください。